

平成29年度

第3回鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会

合同会議

日 時：平成30年2月21日（水）13時30分～

場 所：鹿島市役所3階 庁議室

1. 開 会

2. 会長のあいさつ

3. 報 告

- (1) 平成29年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- (2) 乗車回数券の売上げ・利用状況について
- (3) 市内循環バス・のりあいタクシー利用状況（H29.10～H30.1）について
- (4) 平成30年4月からの利用促進事業について
 - 高齢者・運転免許返納者・障がい者割引の実施について

4. 協 議

- (1) 平成30年4月からの利用促進追加事業について
 - ①市内循環バスとJR等との乗継割引の社会実験について
 - ②市内公共交通利用促進週間（無料乗車期間）の実施について
- (2) 鹿島市待合室等改修整備事業費補助金について

5. その他

鹿島市内地域公共交通総合時刻表の発行について
次年度委員推薦依頼及び新団体（民生委員）加入について
次回開催予定について

6. 閉会

鹿島市地域公共交通会議委員
鹿島市地域公共交通活性化協議会委員

(平成29年度)(任期:H28~H29)

No.	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
1	鹿島市長又はその指名する職員	鹿島市長	樋 口 久 俊	会長
2	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	祐徳バス(株)代表取締役社長	松 尾 文 敏	
3	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表者	(有)再耕庵タクシー総務課長	山 本 浩 二	
4	社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者	専務理事	江 上 康 男	
5	鹿島市区長会の代表者	市区長会副会長 (鹿島地区会長)	力 田 賢 次	副会長
6	鹿島市老人クラブ連合会の代表者	会長	高 松 昭 三	
7	鹿島市PTA連合会の代表者	鹿島市PTA連合会理事	竹 谷 達 成	
8	市内小中学校代表者	古枝小校長	森 山 宗 治	
9	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者	祐徳バス(株)運転者	山 上 利 宏	
10	九州運輸局佐賀運輸支局の職員	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	江 頭 賢 一	協議会委員
		首席運輸企画専門官 (企画輸送・監査担当)	大 坪 久 晃	交通会議委員
		運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	永 松 大 佐	アドバイザー
11	佐賀県の担当職員	佐賀県地域交流部 さが創生推進課副課長	藤 崎 広 子	
12	佐賀県杵藤土木事務所の職員	管理課長	山 口 善 寛	
13	鹿島警察署の職員	交通課長	村 田 義 弘	
14	鹿島商工会議所	専務理事	中 川 宏	監事
15	鹿島市都市建設課	都市建設課長	岩 下 善 孝	監事
16	JR九州株式会社	佐賀鉄道部 企画課長	安 田 絢 哉	

事務局

	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
	鹿島市総務部	部長	有 森 弘 茂	
	鹿島市総務部	理事	納 塚 眞 琴	
	鹿島市企画財政課	課長	土 井 正 昭	
	鹿島市企画財政課	参事	川 原 逸 生	
	鹿島市企画財政課	課長補佐	峰 松 健 二	
	鹿島市企画財政課企画係	企画係長	田 中 美 穂	
	鹿島市企画財政課企画係	職員	宮 崎 剛 史	
	鹿島市企画財政課企画係	職員	柴 田 智 典	

平成29年度

第3回鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会

資 料

- P 1 平成29年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業
評価について
- P 6 乗車回数券の売上げ・利用状況について
- P 8 市内循環バス・のりあいタクシー利用状況（H29.10～H30.1）について
- P 9 高齢者・運転免許返納者・障がい者割引の実施について
- P 1 0 市内循環バスとJR等との乗継割引の社会実験について
- P 1 1 市内公共交通利用促進週間（無料乗車期間）の実施について
- P 1 2 鹿島市待合室等改修整備事業費補助金について
- P 2 6 鹿島市公共交通会議設置要綱
- P 2 9 鹿島市地域公共交通活性化協議会規約

別添資料：鹿島市内地域公共交通総合時刻表

平成30年2月21日

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

地図

平成30年 1月17日

協議会名：鹿島市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名：地域公共交通確保維持事業(地域内ファイダーシステム)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
祐徳バス(株)：市内循環バス	循環バスの運行	市報などによる周知活動の強化に努め、利用者の声・要望等を把握する為、利用者アンケートを実施した。	A 計画通り事業は適切に実施された。	B 目標2.0人/便に対し、1.89人/便で目標達成はできなかった。理由として考えられることとして、高校生などの新規の利用者獲得への取り組みが不十分であったと分析しているが、地域公共交通としての役割は十分に果たしていると考ええる。	現在の路線・時刻から利用が見込める路線・時刻に再編を行い、新たな利用者の発掘を行うとともに、乗り継ぎなどの改善を行うことで、運行地域以外の方も利用出来るように改善を行うことで、引き続き2.0人/便を目標とする。
(有)再耕庵タクシー：高津原のりあいタクシー	高津原のりあいタクシーの運行	市報などによる周知活動の強化に努め、利用者の声・要望等を把握する為、利用者アンケートを実施した。	A 計画通り事業は適切に実施された。	B 目標1人/便に対し、0.84人/便で目標達成はできなかった。理由として考えられることとして、運行地域以外の利用者獲得と利便性向上の取り組みが不十分であったと分析しているが、地域公共交通としての役割は十分に果たしていると考ええる。	現在の路線から利用が見込める近隣地域も通過するように路線を再編し、新たな利用者の発掘するとともに、利便性向上のため時刻などの見直しや現在一部で実施しているフリー降車について全線で可能とするなどの改善を行うことで、引き続き1.0人/便を目標とする。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

平成30年 1月17日

協議会名：	鹿島市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	地域公共交通確保維持事業(地域内ファイダー系統)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	交通空白地域を解消し、交通弱者の生活の足として定着を図り、住民(特に交通弱者)にとって安心して便利な交通網の確立を図る

鹿島市地域公共交通活性化協議会

事業名：平成29年度地域内ファイターシステム確保維持費国庫補助金

概要

市内循環バス

【運行主体】鹿島市地域公共交通活性化協議会
 【運行事業者】祐徳バス㈱
 【運賃】大人200円、高校生以下100円



高津原のりあいタクシー

【運行主体】鹿島市地域公共交通活性化協議会
 【運行事業者】(有)再耕庵タクシー
 【運賃】大人300円、高校生以下100円



停留所

利便性向上のためベンチを設置(16箇所)



市内循環バス・高津原のりあいタクシー路線図



基礎データ

人口：29,823人（平成29年11月末現在）
 面積：112.12平方キロメートル
 過疎地域等指定：なし
 高齢化率：30.617%
 補助対象の系統数：2系統（確保維持事業のみ）
 自治体負担額：H24 1,000千円、H25 3,400千円、H26 3,400千円、H27 3,400千円、H28 4,700千円、H29 3,400千円（確保維持事業のみ）
 協議会開催数：平成29年度 協議会4回

計画、目標(Plan)

鹿島市生活交通確保維持計画

計画：高齢者の移動手段の確保と路線バスが走っていない交通空白地域の解消を目指し、H22年10月より運行していた市内公共施設、商業施設及び主な病院を結ぶ市内循環バスと高津原のりあいタクシーの継続運行
 目標：市内循環バス平均乗車数2.00人/1便、高津原のりあいタクシー平均乗車数1.00人/1便

生活交通確保維持改善計画等の取り組み(Do)

市内循環バスと高津原のりあいタクシーについて、協議会で確保維持改善事業を活用した継続運行を検討協議し、生活交通確保維持改善計画を策定した。継続運行や増便の要望もあり、徐々にではあるが定着が図られている現状があった。継続運行をすることで、交通空白地域の解消が図られ、市内主要拠点へのアクセスが確保され、新たな交通網の確立が図られる。

実施状況、目標の達成(Check)

目標：市内循環バス 2.00人/1便
 高津原のりあいタクシー 1.00人/1便
 市内循環バス・高津原のりあいタクシーについては、住民への周知や利用促進を目的として市報、ホームページ、ケーブルテレビでのデータ放送や、老人会での説明会を開催し、周知に努めたが、結果的に利用者が伸びず、目標を達成することができなかった。
 実績：市内循環バス 1.89人/1便
 高津原のりあいタクシー 0.84人/1便

今後の課題、対応(Action)

今後の課題
 ・市内循環バス・高津原のりあいタクシーについて検証を行い整理することにより、ダイヤや運行ルートなどを見直し、他の公共交通機関とのスムーズな接続や住民ニーズに適した運行体系を検討する必要がある。

※PDCAを記入する際、枠が足りない場合は、次頁に作成することもあります。

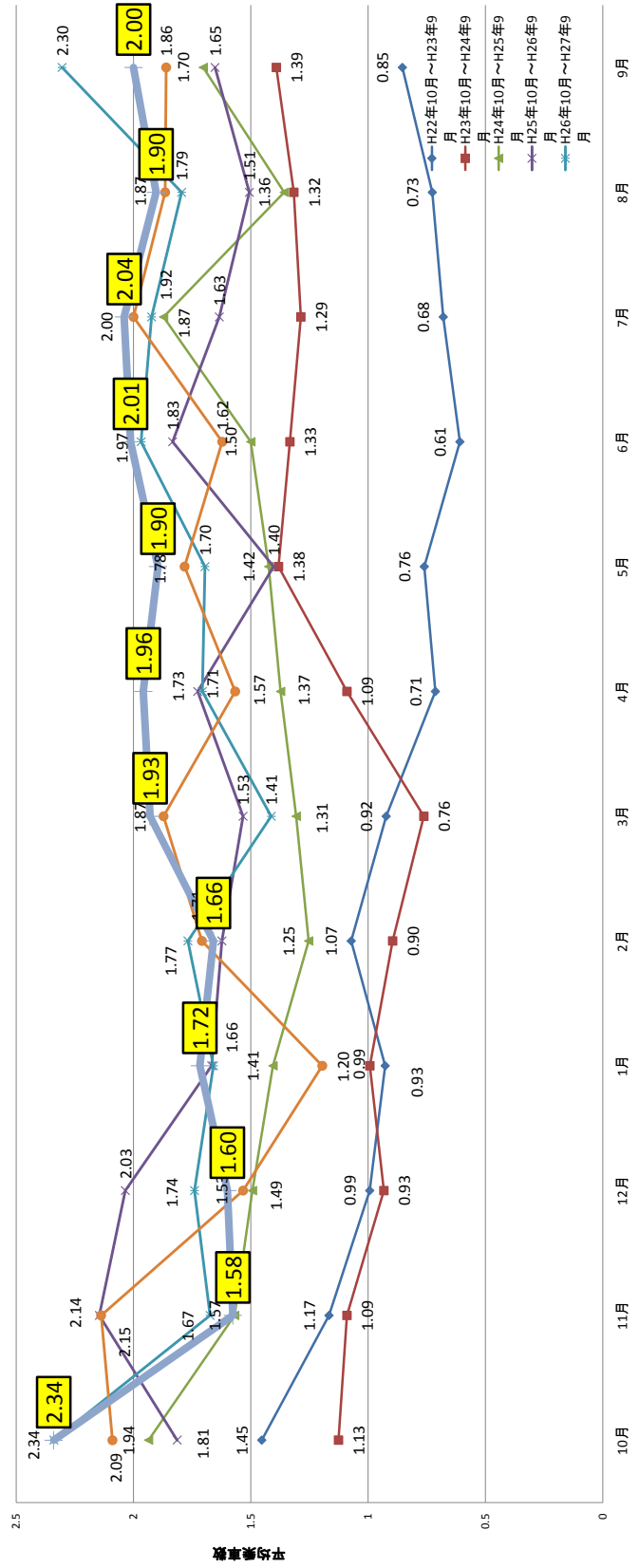
平均乗車数の推移 (同月対比) / 市内循環バス

2018年1月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度 (H22.10~ H23.9)	乗車数	218	168	149	128	148	144	107	105	95	102	117	123	1,604
	1便平均乗車数	1.45	1.17	0.99	0.93	1.07	0.92	0.71	0.76	0.61	0.68	0.73	0.85	0.91
H24年度 (H23.10~ H24.9)	乗車数	169	157	140	137	129	119	157	199	208	193	212	192	2,012
	1便平均乗車数	1.13	1.09	0.93	0.99	0.90	0.76	1.09	1.38	1.33	1.29	1.32	1.39	1.13
H25年度 (H24.10~ H25.9)	乗車数	302	226	215	194	173	196	206	205	225	292	220	235	2,689
	1便平均乗車数	1.94	1.57	1.49	1.41	1.25	1.31	1.37	1.42	1.50	1.87	1.36	1.70	1.52
H26年度 (H25.10~ H26.9)	乗車数	283	309	293	230	224	230	259	202	275	255	295	238	3,033
	1便平均乗車数	1.81	2.15	2.03	1.67	1.62	1.53	1.73	1.40	1.83	1.63	1.51	1.65	1.71
H27年度 (H26.10~ H27.9)	乗車数	365	241	261	229	244	212	256	234	307	300	280	318	3,247
	1便平均乗車数	2.34	1.67	1.74	1.66	1.77	1.41	1.71	1.70	1.97	1.92	1.79	2.30	1.83
H28年度 (H27.10~ H28.9)	乗車数	326	295	230	165	246	292	235	246	253	300	291	268	3,147
	1便平均乗車数	2.09	2.14	1.53	1.20	1.71	1.87	1.57	1.78	1.62	2.00	1.87	1.86	1.77
H29年度 (H28.10~ H29.9)	乗車数	351	227	240	237	229	301	282	273	314	306	297	288	3,345
	1便平均乗車数	2.34	1.58	1.60	1.72	1.66	1.93	1.96	1.90	2.01	2.04	1.90	2.00	1.89

全体	乗車数	19,077
	1便平均乗車数	1.54

1便当たり平均乗車数の推移 (同月対比) / 循環バス

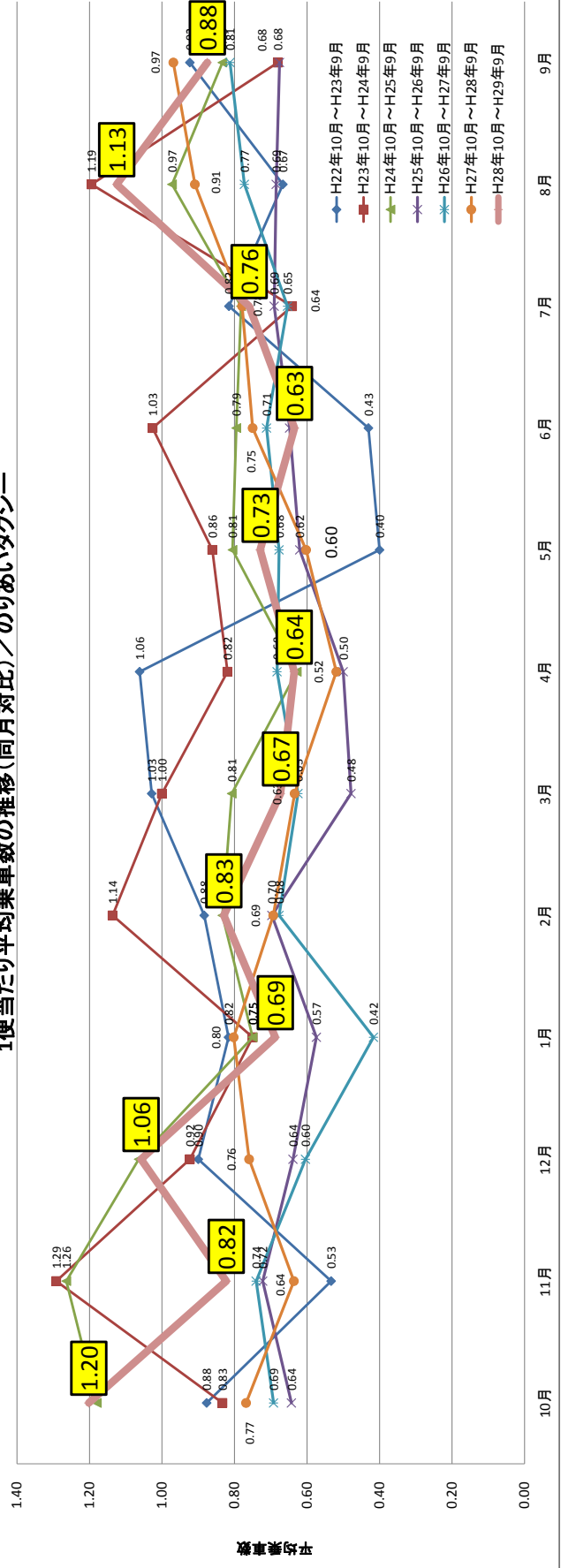


平均乗車数の推移 (同月対比) / 高津原のりあいタクシー (H22年10月運行開始)

2018年1月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度 (H22.10~ H23.9)	利用者数	57	32	54	49	53	72	69	22	28	53	40	60	589
	1便平均乗車数	0.88	0.53	0.90	0.82	0.88	1.03	1.06	0.40	0.43	0.82	0.67	0.92	0.78
H24年度 (H23.10~ H24.9)	利用者数	65	93	72	54	75	78	59	62	80	50	86	49	823
	1便平均乗車数	0.83	1.29	0.92	0.75	1.14	1.00	0.82	0.86	1.03	0.64	1.19	0.68	0.93
H25年度 (H24.10~ H25.9)	利用者数	92	91	83	54	60	63	49	58	62	61	70	60	803
	1便平均乗車数	1.18	1.26	1.06	0.75	0.83	0.81	0.63	0.81	0.79	0.78	0.97	0.83	0.89
H26年度 (H25.10~ H26.9)	利用者数	81	78	69	62	69	56	54	67	70	87	74	73	840
	1便平均乗車数	0.64	0.72	0.64	0.57	0.70	0.48	0.50	0.62	0.65	0.69	0.69	0.68	0.63
H27年度 (H26.10~ H27.9)	利用者数	72	77	58	40	65	60	71	65	74	68	68	78	796
	1便平均乗車数	0.69	0.74	0.60	0.42	0.68	0.63	0.68	0.68	0.71	0.65	0.77	0.81	0.67
H28年度 (H27.10~ H28.9)	利用者数	86	56	79	77	61	71	54	53	78	81	80	93	869
	1便平均乗車数	0.77	0.64	0.76	0.80	0.69	0.63	0.52	0.60	0.75	0.78	0.91	0.97	0.74
H29年度 (H28.10~ H29.9)	利用者数	125	79	110	66	73	70	61	70	66	79	117	84	1,000
	1便平均乗車数	1.20	0.82	1.06	0.69	0.83	0.67	0.64	0.73	0.63	0.76	1.13	0.88	0.84
全体	利用者数	5,720												
	1便平均乗車数	0.78												

1便当たり平均乗車数の推移(同月対比)のりあいタクシー



循環バス	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度	41,390	34,270	24,300	22,510	25,850	24,770	21,600	20,600	18,900	20,100	20,100	20,100	294,490
H24年度	33,200	31,200	27,700	26,900	25,800	23,800	30,700	39,400	40,900	38,000	41,300	38,300	397,200
使用回数券	7,700	7,200	10,000	7,800	8,200	7,200	7,800	8,800	11,200	7,200	10,600	10,800	104,500
回数券利用率	23.2%	23.1%	36.1%	29.0%	31.8%	30.3%	25.4%	22.3%	27.4%	18.9%	25.7%	28.2%	26.3%
回数券売上	11,000	9,000	18,000	5,000	9,000	2,000	5,000	8,000	6,000	7,000	9,000	8,000	97,000
H25年度	39,500	45,100	42,100	38,300	33,600	39,100	40,200	40,700	44,800	57,900	42,700	46,500	510,500
使用回数券	8,700	11,000	11,100	13,500	7,400	9,800	10,800	7,400	11,700	18,800	11,400	14,500	136,100
回数券利用率	22.0%	24.4%	26.4%	35.2%	22.0%	25.1%	26.9%	18.2%	26.1%	32.5%	26.7%	31.2%	26.7%
回数券売上	12,000	13,000	7,000	8,000	9,000	8,000	11,000	7,000	14,000	15,000	9,000	12,000	125,000
H26年度	56,600	39,100	57,700	45,500	44,300	46,900	51,800	40,400	55,000	50,900	46,500	47,600	582,300
使用回数券	17,200	12,300	15,800	16,900	13,900	17,300	20,200	13,000	17,200	20,300	19,700	19,700	203,500
回数券利用率	30.4%	31.5%	27.4%	37.1%	31.4%	36.9%	39.0%	32.2%	31.3%	39.9%	42.4%	41.4%	34.9%
回数券売上	17,000	11,000	10,000	15,000	18,000	14,000	19,000	9,000	21,000	19,000	9,000	24,000	186,000
H27年度	73,000	48,200	52,000	45,400	48,800	42,100	51,100	46,800	61,400	59,800	55,900	60,900	645,400
使用回数券	20,400	19,300	22,800	15,500	14,400	13,200	13,800	18,200	22,800	18,400	17,400	13,700	209,900
回数券利用率	27.9%	40.0%	43.8%	34.1%	29.5%	31.4%	27.0%	38.9%	37.1%	30.8%	31.1%	22.5%	32.5%
回数券売上	22,000	24,000	16,000	12,000	9,000	16,000	15,000	14,000	16,000	15,000	15,000	11,000	185,000
H28年度	63,500	58,200	45,500	31,700	47,900	56,300	46,100	47,700	49,600	57,200	54,400	52,100	610,200
使用回数券	15,500	9,900	12,800	8,600	11,200	18,000	10,800	14,900	14,100	17,600	13,200	14,200	160,800
回数券利用率	24.4%	17.0%	28.1%	27.1%	23.4%	32.0%	23.4%	31.2%	28.4%	30.8%	24.3%	27.3%	26.4%
回数券売上	14,000	9,000	6,000	7,000	6,000	20,000	9,000	11,000	9,000	11,000	8,000	13,000	123,000
H29年度	56,700	38,100	34,900	33,300	33,800	50,300	55,900	53,200	61,700	59,600	57,600	57,700	592,800
使用回数券	9,000	12,900	15,300	11,800	13,100	13,800	11,500	11,000	12,200	9,900	9,500	12,200	142,200
回数券利用率	15.9%	33.9%	43.8%	35.4%	38.8%	27.4%	20.6%	20.7%	19.8%	16.6%	16.5%	21.1%	24.0%
回数券売上	11,000	7,000	12,000	13,000	11,000	8,000	13,000	6,000	9,000	7,000	9,000	10,000	116,000
使用回数券	78,500	72,600	87,800	74,100	68,200	79,300	74,900	73,300	89,200	92,200	81,800	85,100	957,000
回数券利用率	24.3%	27.9%	33.8%	33.5%	29.1%	30.7%	27.2%	27.3%	28.5%	28.5%	27.4%	28.1%	28.7%
回数券売上	87,000	73,000	69,000	60,000	62,000	68,000	72,000	55,000	75,000	74,000	59,000	78,000	832,000

運賃収入

高津原のりあいタクシー	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度	17,100	9,600	16,200	14,700	15,900	21,600	20,700	6,600	8,400	15,900	15,900	15,900	178,500
H24年度	18,500	25,100	18,600	14,000	15,300	21,600	17,100	18,600	19,800	13,800	20,400	14,500	217,300
使用回数券	5,100	14,400	10,800	8,700	8,400	14,700	11,100	12,300	9,600	7,700	8,400	7,800	119,000
回数券利用率	27.6%	57.4%	58.1%	62.1%	54.9%	68.1%	64.9%	66.1%	48.5%	55.8%	41.2%	53.8%	54.8%
回数券売上	22,000	16,000	6,000	3,000	10,000	7,000	18,000	7,000	3,000	10,000	3,000	3,000	108,000
H25年度	27,000	25,900	24,300	16,200	18,000	18,900	13,100	16,600	17,000	17,100	20,200	18,000	232,300
使用回数券	8,400	17,000	14,100	10,300	8,700	9,700	6,900	10,200	8,300	6,900	10,200	10,600	121,300
回数券利用率	31.1%	65.6%	58.0%	63.6%	48.3%	51.3%	52.7%	61.4%	48.8%	40.4%	50.5%	58.9%	52.2%
回数券売上	10,000	15,000	9,000	6,000	6,000	3,000	9,000	3,000	5,000	9,000	6,000	6,000	87,000
H26年度	23,500	23,400	20,700	18,000	20,700	16,800	16,200	20,100	21,000	25,900	22,200	21,100	249,600
使用回数券	13,800	9,000	12,200	9,900	12,900	10,100	10,600	15,700	14,400	14,100	11,800	16,400	150,900
回数券利用率	58.7%	38.5%	58.9%	55.0%	62.3%	60.1%	65.4%	78.1%	68.6%	54.4%	53.2%	77.7%	60.5%
回数券売上	21,000	6,000	12,000	3,000	9,000	9,000	6,000	18,000	15,000	3,000	9,000	15,000	126,000
H27年度	21,600	23,100	17,100	12,000	19,500	18,000	21,300	19,500	22,200	20,200	20,400	23,400	238,300
使用回数券	9,300	15,000	8,900	8,500	10,200	10,500	11,100	9,300	9,000	9,900	9,800	7,600	119,100
回数券利用率	43.1%	64.9%	52.0%	70.8%	52.3%	58.3%	52.1%	47.7%	40.5%	49.0%	48.0%	32.5%	50.0%
回数券売上	6,000	19,000	3,000	6,000	3,000	17,000	9,000	11,000	6,000	4,000	9,000	3,000	96,000
H28年度	25,800	16,800	23,700	22,700	18,300	21,100	16,200	15,900	23,400	23,900	24,000	27,900	259,700
使用回数券	8,700	4,800	9,100	6,300	2,700	7,800	1,300	4,500	8,000	9,000	8,400	9,600	80,200
回数券利用率	33.7%	28.6%	38.4%	27.8%	14.8%	37.0%	8.0%	28.3%	34.2%	37.7%	35.0%	34.4%	30.9%
回数券売上	12,000	0	9,000	0	6,000	3,000	3,000	6,000	6,000	3,000	7,000	9,000	64,000
H29年度	34,200	23,700	33,000	19,800	21,900	21,000	18,300	21,000	19,800	23,700	35,100	25,200	296,700
使用回数券	8,400	8,300	9,000	8,100	9,000	12,000	10,600	8,400	6,000	9,200	8,400	6,000	103,400
回数券利用率	24.6%	35.0%	27.3%	40.9%	41.1%	57.1%	57.9%	40.0%	30.3%	38.8%	23.9%	23.8%	34.9%
回数券売上	12,000	6,000	3,000	6,000	18,000	3,000	0	13,000	3,000	4,000	12,000	20,000	100,000
使用回数券	53,700	68,500	64,100	51,800	51,900	64,800	51,600	60,400	55,300	56,800	57,000	58,000	693,900
回数券利用率	35.7%	49.6%	46.7%	50.4%	45.6%	55.2%	50.5%	54.1%	44.9%	45.6%	40.1%	44.6%	46.4%
回数券売上	83,000	62,000	42,000	24,000	52,000	42,000	45,000	58,000	38,000	33,000	46,000	56,000	581,000

運賃収入

報告3 市内循環バス・高津原のりあいタクシーの利用状況について

●平成29年度市内循環バスの運行状況について

1便あたりの乗車人数 1.89人 (前年対比+0.12人)

●平成29年度高津原のりあいタクシーの運行状況について

1便あたりの乗車人数 0.84人 (前年対比+0.10人)

●平成29年10月～平成30年1月 市内循環バスの運行状況 **1.61人**

10月 大人：262人、高校生以下：76人 1便あたり乗車人数 2.25人
(内無料運行期間) 145人 (大人：79人、高校生以下：66人)

11月 大人：180人、高校生以下：1人 1便あたり乗車人数 1.26人

12月 大人：212人、高校生以下：7人 1便あたり乗車人数 1.46人

1月 大人：203人、高校生以下：0人 1便あたり乗車人数 1.47人

●平成29年10月～平成30年1月 高津原のりあいタクシーの運行状況 **0.92人**

10月 大人：136人、高校生以下：1人 1便あたり乗車人数 1.31人
(内無料運行期間) 77人 (大人：77人、高校生以下：1人)

11月 大人：64人、高校生以下：1人 1便あたり乗車人数 0.67人

12月 大人：81人、高校生以下：1人 1便あたり乗車人数 0.84人

1月 大人：83人、高校生以下：1人 1便あたり乗車人数 0.86人

●平成29年10月～平成30年1月 予約型のりあいタクシーの運行状況

(北) 3.3% **(能) 1.0%**

10月 大人：1人 (北：1人、能：0人)、高校生以下：1人 稼働率 1.0%
(内無料運行期間) 0人 (大人：1人、高校生以下：1人)

11月 大人：4人 (北：2人、能：2人)、高校生以下：1人 稼働率 4.2%

12月 大人：0人 (北：0人、能：0人)、高校生以下：1人 稼働率 0.0%

1月 大人：4人 (北：4人、能：0人)、高校生以下：1人 稼働率 3.4%

(参考：利用登録状況※1月31日時点)

		登録人数	(世帯数)	男女別	人数	割合
北鹿島線	井手	14	(7)	男	34	39%
	三部	10	(7)	女	53	61%
	新籠	15	(10)	年齢別		
	常広	14	(8)	0-19	5	6%
	古城	2	(1)	20-39	1	1%
小計	55	(33)	40-59	10	11%	
能古見線	中川内	7	(4)	60-64	5	6%
	広平	10	(6)	65-69	10	11%
	中木庭	15	(8)	70-74	11	13%
小計	32	(18)	75-80	20	23%	
合計	87	(51)	80-	25	29%	

報告4 高齢者・運転免許返納者・障がい者割引の実施について

●高齢者・免許返納者・障がい者割引（11月10日協議会にて承認済）

現行）

①乗車運賃

- ・市内循環線 大人（200円）、高校生以下（100円）、未就学児（無料）
- ・高津原線 大人（300円）、高校生以下（100円）、未就学児（無料）
- ・北鹿島線 大人（300円）、高校生以下（100円）、未就学児（無料）
- ・能古見線 大人（500円）、高校生以下（200円）、未就学児（無料）

②乗継割引 市内循環バス⇄のりあいタクシーの乗継利用の場合100円割引

割引）

- ①対象者
 - ・満75歳以上の高齢者
 - ・免許返納者
 - ・障がい者（及び介護人※1名につき1名まで）
- ②確認方法
 - ・後期高齢医療被保険者証（現在草色、毎年変更）
 - ・運転経歴証明書
 - ・身体障がい者手帳（第1種及び第2種）
 - ・療育手帳（A及びB）
 - ・精神障がい者保健福祉手帳（1級～3級）※有効期限内に限る

③割引額 1回100円

※市内循環バス及びのりあいタクシーの全線全路線対象

- ④その他
 - ・障がい者及び介護人の取扱いは祐徳バス㈱の取扱いに準じる。
 - ・組合せでの割引の併用はできない。
 - ※高齢者（免許返納者）で合計200円割引とはならない。
 - ・乗継割引との併用は可能とする。

（例）75歳以上の高齢者が、循環バスから高津原のりあいタクシーに乗り継いだ場合の運賃は、

$$300円 - 100円 - 100円 = 100円$$

（通常運賃） （高齢者割引） （乗継割引）

- ・運賃支払い時、基本的に上記を証する証書の提示を必要とする。
- ・免許返納者と障がい者割引について、年齢制限は課さない。
- ・平成30年4月9日（月）から運用を開始する。
- ・運賃収入の減収分については、乗継割引の補填と同様、協議会からの委託費で補う。

（参考）現行、佐賀県バス・タクシー協会（㈱再耕庵タクシー）では、運転経歴証明書を提示した場合、タクシー運賃1割引を実施

協議 1 市内循環バスとJR等との乗継割引の社会実験について

●市内循環バスとJR等との乗継割引の社会実験（案）

通勤（通学）者を対象に定期券（乗車券・領収書等）を提示すれば通常運賃より100円割引の制度を試験的に導入する。

※JR及びバス路線（生活交通路線及び廃止代替バス路線）との乗継の場合、100円割引制度を期間限定で設ける。

潜在的な利用者の調査等に資することを目的とし、市場試験調査との位置付けで、当協議会が運行する路線の中でも以下の路線に限定して行う。

割引案)

①対象路線：市内循環線 第1便（7：55 鹿島バスセンター発）

②対象者：JR又は他路線バスからの乗継利用者

③確認方法：定期券又は領収書等の提示

④割引運賃：通常の運賃から100円引き

（割引後、大人100円、高校生以下無料で乗車可能）

⑤試験期間：平成30年4月2日～平成30年7月31日（1学期期間中）

⑥その他：・運賃の減収分については、現在実施している乗継割引と同様、運賃補填について行わず、委託費で支払うものとする。

・期間終了前に車内にてアンケートを実施、今後の負担についていくらなら利用するかなどといった項目を挙げて、今後の運賃設定等に活用する。

協議2 市内公共交通利用促進週間（無料乗車期間）の実施について

●市内公共交通利用促進週間（無料乗車期間）の実施（案）

例年10月頃に、市内循環バス・のりあいタクシーの利用促進のため、運行事業者の協力により期間を定めて無料運行を行っているが、今年度は2回実施することで、更なる利用促進を図る予定しており、当初梅雨時期の6月に実施を予定していたが、4月行う新たな運賃割引のPRも合わせ、利用促進のため次の通り行いたい。

- ①無料運行期間 4月2日（月）～4月7日（土）
市内循環バス 6日間（月～土）
高津原のりあいタクシー 3日間（火、木、土）
予約型のりあいタクシー（北鹿島線及び能古見線）
3日間（月、水、金）
- ②無料対象者
- ・ 学生（小学・中学・高校生）※在学中
 - ・ 高齢者（満65歳以上）※昭和28年（1953年）以前の生まれの方
 - ・ 障がい者（身体障がい者・療育・精神保健福祉手帳の交付を受けている方）及び介護人※1名につき1名まで
 - ・ 運転免許自主返納者
- ③対象者の判定 基本学生証、保険証、障がい者手帳、運転経歴証明書等による要件確認を行う。
- ④期間中の運賃
- ・ 対象者が利用する全便全路線について無料
 - ・ 今回4月に実施する無料乗車人数分の運賃については、協議会（市）の負担とする。
※JR等の乗継割引対象者（通学高校生等）は100円割り引いた運賃を協議会で負担（高校生以下0円、大人100円）
（参考）10月実施の運賃補填については各運行事業者負担

協議3 鹿島市待合室等改修整備事業費補助金について

●鹿島市待合室等改修整備事業費補助金（案）

区や事業者などが整備する路線バス、市内循環バス及びのりあいタクシーのバス待合所のためにかかる費用の一部を補助し、市内の待合室等の高質化を図る。

- ①対象となる事業 市内のバス待合所の新設又は更新に係る事業
(事業費が1万円以下のものを除く。)
- ②対象となる経費 事業に直接要した経費
※土地の取得又は賃借に係る経費を除く。
- ②補助率 交付対象経費の1/2以内
(結節拠点のバス停や1日の利用者数が30人以上などの場合、
交付対象経費の2/3以内)
- ③募集件数 予算(50万円)の範囲内
※バス待合所1箇所につき補助金の上限は50万円
※応募多数の場合は選考(協議会にて審査)
- ④募集期間 平成30年4月2日(月)から5月18日(金)まで
- ⑤その他
 - ・補助金要綱は次頁のとおり。
 - ・6月開催予定の協議会にて審査を行い、交付決定を行う。

鹿島市待合室等改修整備事業費補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、便利で快適なバスの待合環境の整備に係る公共交通事業者や地域自治会等の主体的な取組を支援し、もってバスの待合環境の向上ならびにバス交通の利用促進及び活性化を図るため、予算の範囲内で鹿島市待合室等改修整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) バス待合所 路線バス事業者が運行するバスの路線の停留所における公衆用の待合施設であって、待合室（トイレを含む。）、上屋、ベンチ等の施設をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費、補助率及び補助金の上限は、それぞれ次のとおりとする。

補助金の交付の対象となる事業	バス待合所の新設又は更新に係る事業（事業費が1万円以下のものを除く。）
補助金の交付の対象となる経費	事業に直接要した経費（土地の取得又は賃借に係る経費を除く。）
補助率	補助金の交付の対象となる経費の1/2以内〔補助金の交付の対象となる経費の2/3以内〕
補助金の上限	50万円

2 〔 〕内は、整備するバス待合所が、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 異なるバス路線の相互乗換え（結節）拠点と認められる場合
- (2) 1日の利用者数が30人以上の場合

- (3) 会長が特に必要と認める場合
(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 路線バス事業者
 - (2) 地域自治会
 - (3) その他会長が適当と認める者
- (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助の対象となる事業の開始前に、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 現況写真
 - (4) その他会長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 申請者は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに次の手続をしなければならない。

- (1) 第5条に規定する書類の内容又は記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ鹿島市待合室等改修整備事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けること（会長が認める軽微な変更の場合を除く。）。)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、会長に報告してその指示を受けること。

2 前項第1号及び第2号の場合においては、第6条の規定を準用する。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して20日以内に鹿島市待合室等改修整備事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事完成写真
- (3) 工事代金の支払が確認できる書面（領収書等）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 会長は、前条の規定により補助事業の実績報告を受けた場合は、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 会長は、補助事業が完了したと認められる場合に補助金を交付するものとする。ただし、事業の完了前に交付することが適当と認められる場合は、その全部又は一部を概算払で交付することができる。

2 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金概算払請求書（様式第7号）又は鹿島市待合室等改修整備事業費補助金精算払請求書（様式第8号）を会長に提出するものとする。

3 会長は、第1項ただし書の規定により補助金を概算払で交付した場合において、概算払交付額が前条の規定により確定した補助金額を超えたときは、その差額の返還を命じることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊟

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付申請書

年度において、次のとおり補助事業を実施したいので、補助金を交付されるよう鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて、申請します。

1 補助申請額	円
2 停留所名	
3 事業の内容	
4 着手・完了 予定年月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
5 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 現況写真 (4) その他会長が必要と認める書類
6 その他	

参考様式（第5条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区分	予算額	摘要
	円	

2 支出の部

区分	予算額	摘要
	円	

年 月 日

様

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

1 停留所名	
2 補助金の交付予定額	円
3 交付条件	<p>(1) 事業完了後、すみやかに実績報告書(様式第 5 号)を提出すること。</p> <p>(2) 事業計画の変更(会長が認める軽微な変更を除く。)する場合には、会長の承認を受けること。</p> <p>(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。</p> <p>(4) 交付決定に対して不服がある場合、申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書受領の日から 14 日以内とする。</p> <p>(5) その他、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱の定めを守ること。</p>

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊞

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付で補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱第7条第1項第1号の規定により関係書類を添えて、申請します。

1 停留所名	
2 変更した事業の内容	
3 変更後の着手・完了予定年月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
4 添付書類	(1) 変更事業計画書 (2) 変更後の収支予算書 (3) 現況写真 (4) その他市長が必要と認める書類
5 備考	

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊞

年度鹿島市待合室等改修整備事業中止（廃止）申請書

次のとおり補助事業を中止（廃止）したいので、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱第7条第1項第2号の規定により申請します。

1 停留所名	
2 交付決定年月日	年 月 日
3 中止（廃止）の理由	
4 中止（廃止）年月日	年 月 日
5 備考	

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊞

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付で補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて、実績報告をします。

1 補助金の額	
2 停留所名	
3 交付決定年月日	年 月 日
4 着手・完了年月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
5 添付書類	(1) 収支決算書 (2) 工事完成写真 (3) 工事代金の支払が確認できる書面（領収書等） (4) その他会長が必要と認める書類
6 備考	

参考様式（第9条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
	円	円	円	

2 支出の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
	円	円	円	

年 月 日

様

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった標記補助金については、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱の規定により下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 停 留 所 名	
2 交 付 確 定 額	
3 条 件 事 項	(1) 概算払により既に交付を受けた額が、交付確定額を超えるときは、その差額を返還しなければならない。 (2) その他、鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱の定めを守ること。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊞

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった鹿島市待合室等改修整備事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 停 留 所 名			
2 概 算 払 請 求 額	(算出基礎) 交付決定額 ()		
	交 付 済 額 ()		
	今 回 請 求 額 ()		
	残 額 ()		
3 振 込 先	金 融 機 関		本店 支店
	預 金 種 別	1. 普通	2. 当座
	口 座 番 号		
	フリガナ		
	口 座 名 義		

※通帳の見返しを添付すること

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

鹿島市地域公共交通活性化協議会会長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊞

年度鹿島市待合室等改修整備事業費補助金精算払請求書

年 月 日付で確定通知があった鹿島市待合室等改修整備事業費補助金として、下記金額を交付されるよう鹿島市待合室等改修整備事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 停 留 所 名			
2 精 算 払 請 求 額	(算出基礎) 確 定 額 ()		
	交 付 済 額 ()		
	今 回 請 求 額 ()		
3 振 込 先	金 融 機 関		本店 支店
	預 金 種 別	1. 普通	2. 当座
	口 座 番 号		
	フリガナ		
	口 座 名 義		

※通帳の見返しを添付すること

鹿島市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、鹿島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通ネットワーク計画に関する事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員（以下「委員」という。）は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって充てる。

- (1) 市長が指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者
- (4) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者
- (5) 鹿島市区長会の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者
- (8) 九州運輸局佐賀運輸支局の職員
- (9) 佐賀県の担当課の職員
- (10) 佐賀県鹿島土木事務所の職員

(11) 鹿島警察署の職員

(12) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が前条各号の職を離職その他のやむを得ない事由により辞任した場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長又はその指名する者とする。

3 副会長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

6 委員が会議を欠席する場合、その代理の者が交通会議に出席できるものとし、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において、協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の運営を円滑に行うため、交通会議に事務局を置く。

2 交通会議の業務は、鹿島市企画財政課において処理する。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第10号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

鹿島市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、鹿島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、鹿島市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって組織する。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、鹿島市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から互選によりこれを定める。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、委員の中から互選によりこれを定める。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議決の方法は、会議に出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開する。

6 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

7 委員は、会議を欠席する時は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

8 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議において協議が整った事項について、協議会の委員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、第3条の各号に定める事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 分科会は、第4条に定める委員その他協議会が必要と認める者で組織する。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、鹿島市総務部企画財政課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の規定により、最初の委員となった者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号	鹿島市長
法第6条第2項第2号	公共交通事業者
	社団法人佐賀県バス・タクシー協会
	佐賀県杵藤土木事務所
	鹿島市
法第6条第2項第3号	鹿島警察署
	住民利用者
	学識経験者
	商工会議所
	公共交通事業の運転手